

令和7年第6回・西海市農業委員会総会議事録（案）

1. 開催日時 令和7年6月26日（木）
午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（16人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	7 番	河本 光晴		
	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一	10 番	葉山 静子		
	11 番	本山 光幸	12 番	安藤 卓巳	13 番	谷脇 文弘		
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代		
	17 番	中村 和也	19 番	林 辰造				
5. 欠席委員（3人）

	5 番	大串 英明	6 番	坂口 初男	18 番	松崎 常俊		
--	-----	-------	-----	-------	------	-------	--	--
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第25号 非農地通知の対象とすることの決定について
議案第26号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について
 - 第3 承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について
 - 第4 報告事項 農地法第4条の規定による許可処分の取り消しについて
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳
主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和7年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中16名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、7番：河本 委員、8番：梅山 委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を説明します。資料3頁は、今回申請がありました2件の位置図で、1番は、西海町水浦郷の案件です。次頁4頁は議案書です。物件は、西海町水浦郷字村中及び西尾の畑4筆で、合計914㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由についてですが、各申請地は、譲り受け人の自己所有農地と近接しており、効率よく面的利用が出来るため、贈与により、今回所有権の移転を行うもの、となっております。圃場は、譲り受け人の自宅から1km以内に位置し、車で2、3分の距離です。農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁から9頁までで、3頁に位置図、4頁が議案書で、5頁に付近近況図、6頁、7頁に字図、8頁から15頁に現況写真、16頁に航空写真を添付しています。6頁、7頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。16頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。馬鈴薯等の露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第22号の1番につきまして、14番

委員、補足説明をお願いします。

14番 14番委員です。6月22日に、譲り渡し人、譲り受け人、それから地元推進委員に参集いただきまして、現地確認をしながら話を伺いました。譲り渡し人は高齢で後継者もいないため、放っておけば荒れていくばかりということで、現在はシルバー人材センターを活用して、定期的に保全管理をしているということでした。今後は、親戚筋でもある譲り受け人に引き受けてもらいたいということで相談があったそうです。譲り受け人は建設業と兼業にはなりますが、年齢的にもまだ若く、ミカン栽培もしていますので、経営的には問題ないものと思われます。譲り受け人の自宅近くにあり、住宅地にも隣接しているということで、家庭菜園を中心とした野菜等を作っていきたいということでした。そのままにしておきますと、耕作放棄地になる恐れもありますので、なるべく早期の所有権移転が望ましいと思い、説明させていただきました。以上です。

議長 ただ今、議案第22号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第22号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第22号の2番について説明します。17頁の議案書をご覧ください。物件の所在は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字大久保で、畑2筆合計425㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り渡し人は、高齢で県外在住であり、申請地は貸地としていたが、本申請により許可を受けて、処分するものです。譲り受け人は、元々申請地を賃借しており、自家消費野菜の栽培のため、許可があり次第、売買により、所有権移転を行うもの、となっています。圃場は、譲り受け人の自宅から1.4kmの所に位

置しています。農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁と17頁から22頁までで、3頁に位置図、17頁が議案書で、18頁に付近近況図、19頁に字図、20頁・21頁に現況写真、22頁に航空写真を添付しております。19頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。22頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。現況写真でもわかりますが、自家消費の露地野菜を栽培しています。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 　　ただいま説明がありました議案第22号の2番につきまして、8番委員、補足説明をお願いします。

8番 　　8番委員です。先週6月21日に、地元推進委員と私と譲り受け人の3人で現地を確認して来ました。譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係にあり、譲り受け人は12、3年前から申請地を借りて、作付けを行っているそうです。写真でも分かるとおり、よく手入れをされており、今後会社を退職した後には、もう少し手を入れて、直売所等にも出したいと言っていました。とてもよく管理されており、今後もこのような形で耕作を続けてもらいたいと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、議案第22号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　事務局です。議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を説明します。資料23頁は今回5条申請がありました3件の位置図で、1番は、大瀬戸町瀬戸檜浦郷の案件です。24頁は議案

書で、物件は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字白石川原の畑1筆319㎡です。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。譲り受け人は、付近にある斎場の関係者で、転用の目的は、中ほどの下段に詳細を記載していますが、斎場を訪れる会葬者の利便性の向上、及び安全確保のため、駐車場を整備するもので、許可があり次第、売買により所有権を移転するもの、となっています。

参考までに、32頁の平面配置図をご覧ください。隣接地を併用地として一体的に駐車場を整備するもので、本申請地には5台分、併用地には10台分、合計で15台分の駐車場を整備するものです。なお、幅員7mの県道を挟んで、反対側にも駐車場はありますが、会葬者の安全確保のために整備するもの、となっています。詳細については、添付しています31頁の事業計画書をご覧ください。また、本申請地は、令和7年2月の総会において農振除外済みで、今回の転用申請となったものです。権利内容は「所有権の移転・売買」です。資料は、23頁から32頁までで、23頁が位置図で、24頁が議案書、25頁に付近近況図、26頁に字図、27頁・28頁に現況写真、29頁に航空写真、30頁に被害防除計画書、31頁に駐車場の事業計画書、32頁に平面配置図を添付しています。30頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、盛土を最高80cm行う。申請地は、河川護岸、用水路及び宅地並びに雑種地等により囲まれた土地であり、周辺農地への被害の発生は少ないと考える、となっており、万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。

29頁の航空写真、26頁の字図からも判断できますが、申請地は、宅地や用悪水路及び県道に囲まれた、10ha以下の農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第2種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議長 　　ただいま説明がありました議案第23号の1番につきまして、8番委員、補足説明をお願いします。

8番 　　8番委員です。先週6月21日に、地元推進委員と担当行政書士とで現地を確認しました。先ほど事務局から報告があったとおり、この件につきましては、2月の総会において農振農用地を除外されており、また申請地につきましては、今後全く農地としての活用ができるような状況でなく、また周辺も駐車場としての整備が進んでいることから、今回の件については妥当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、議案第23号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 23 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 23 号の 2 番について説明します。33 頁の議案書をご覧ください。物件は、西海町黒口郷字永田の畑 2 筆で、合計 488.22 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、中ほどの下段に記載のとおりで、現在譲り受け人は、長崎市内の借家に居住しているが、実家に近い場所で土地を購入し、自己住宅を建築するもの。許可があり次第、売買により、所有権を移転するもの、となっています。37 頁の現況写真をご覧ください。申請地 2 筆の内 1 筆については、測量の際、市道の側溝部分になっていることが判明したため、筆を分けたもので、将来的には、市建設課に寄付予定とのことです。また、本申請地は、令和 6 年 10 月の総会において農振除外済みで、今回の転用申請となったものです。権利内容は「所有権の移転・売買」です。

資料は、23 頁及び 33 頁から 41 頁までで、23 頁が位置図で、33 頁が議案書、34 頁に付近近況図、35 頁に字図、36 頁・37 頁に現況写真、38 頁に航空写真、39 頁に被害防除計画書、40 頁に平面配置図、41 頁に立面図を添付しております。39 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、緩衝地を設ける。申請地は、概ね平坦で、乗り入れ口の確保のため、市道沿いの擁壁を一部撤去する予定であるが、その他の造成工事を行う必要は殆どなく、被害の発生の恐れはない、となっています。排水等については、最終的には道路側溝に放流することとしており、雨水排水及び浄化槽処理水の排水管接続に伴う道路占用許可について、西海市役所建設課と協議中で、いずれも許可の見込みである、とのことです。排水の経路については、次頁の 40 頁の平面配置図に図示していますが、青色の点線部分が、雨水の排水経路、青色の実線が、生活雑排水等の排水経路となります。39 頁の被害防除計画書の内容に戻りますが、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、緑地・緩衝地を幅 15m 程設け、建物の高さを加減する、となっており、被害の発生の恐れがない理由

としては、北西側に耕作中の農地が存在するが、建築予定箇所から十分な間隔を確保できているため、影響を及ぼす恐れはないと考える。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合には、申請者の責により解決する、となっています。

38頁の航空写真からも判断できるとおり、農地も散在していますが、周囲は、山林原野や宅地や市道に囲まれた、10ha以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第2種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議長 　ただいま説明がありました議案第23号の2番につきまして、17番委員、補足説明をお願いします。

17番 　17番委員です。5番委員から引き継ぎを受けましたので、代わりに説明させていただきます。6月23日に、5番委員と地元推進委員2名、それから申請者の親族とで現地確認を行いました。申請者のご主人は、農業後継者となるために現在研修中で、その後はこちらの地元で営農を頑張るということでした。申請地は、現在耕作放棄地となっているようで、排水も道路側の側溝があり、問題ないようでした。ご審議のほどよろしくをお願いします、ということでした。以上です。

議長 　ただ今、議案第23号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

3番 　3番委員です。申請地の隣接地は、周辺一帯が耕作放棄の状態であるという報告であったかと思いますが、この隣接農地に対する進入路等の確保については、現地写真等を見る限りでは、確保ができていないと思いますが、その点はどのように対処されるのでしょうか。

事務局 　事務局です。40頁の平面配置図を見ていただければと思いますが、住宅の右側に通路が確保されていますので、ここを通るしかないものと判断いたします。

議長 　3番委員、よろしいでしょうか。

3番 　了解しました。

議長 　他に、意見等ございませんか。

11番 　11番委員です。今の事務局の説明であれば、39頁の被害防除計画書の③のウ「隣接農地への通路を確保する」に丸がついてなければいけ

ないと思いますが。

事務局　　ご指摘のとおりです。担当行政書士に連絡し、その点を補正するよう指導します。

議　長　　11番委員、よろしいでしょうか。

11番　　了解しました。

議　長　　他に、意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議　長　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議　長　　「異議なし」と認めます。よって、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議　長　　続きまして、議案第23号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　事務局です。議案第23号の3番について説明します。33頁の議案書をご覧ください。ここで申し訳ありませんが、訂正をお願いします。議案書右側下段の建物構造が、「軽量鉄骨ガルバリウム鋼板瓦葺き平屋建て」となっていますが、正しくは、「木造瓦葺平屋建て」です。お詫びして訂正いたします。改めて3番を説明します。物件の所在は、西彼町八木原郷字南で、畑1筆635㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、中ほどの下段に詳細を記載していますが、子供の成長に伴い、現在居住している実家が手狭になり、申請地に自己所有家屋を建築するもの。許可があり次第、売買により、所有権を移転するもの、となっています。また、本件も、令和7年2月総会において農振除外済みで、今回の転用申請となったものです。権利内容は「所有権の移転・売買」です。面積が635㎡と一般個人住宅の転用制限500㎡より広がっていますが、資料49頁に、有効面積及び緩衝地となる法面の面積を記載しています。有効面積は491㎡で緩衝地となる法面の面積が144㎡となっています。資料は、23頁及び42頁から51頁までで、23頁が位置図で、42頁が議案書、43頁に付近近況図、44頁に字図、45頁・

46 頁に現況写真、47 頁に航空写真、48 頁に被害防除計画書、49 頁に有効面積等計算図面、50 頁に平面配置図、51 頁に立面図を添付しています。48 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、切土を最高 40cm 行う。また、緩衝地を設ける、となっており、申請地西側は、隣接農地との間に緩衝地及び里道が通っています。北側は水路と緩衝地。東側は、西海市市道敷、南側は隣接住宅宅地に囲まれているため、被害発生の懸念はないと判断します。排水等の経路については、50 頁の平面配置図に図示しており、雨水は、青色の実線、汚水・生活雑排水は、赤色の実線で図示しています。これら排水関係については、道路管理者と協議済みであるとのこと。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、緩衝地を設置し、更に里道・水路を活用することで、被害の恐れはない。建物の高さを加減する。平屋建てとするため、日照に影響がないと判断する、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。

47 頁の航空写真からも判断できる通り、近辺に農地も散在していますが、周囲は、宅地や山林原野及び市道に囲まれた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 23 号の 3 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

16 番 　　16 番委員です。6 月 21 日に地元推進委員と現地の確認をしてきました。それと、中間業者の方も来られて一緒に確認をさせていただきました。今回、譲り受け人は、一般個人住宅を建築される予定で、子供さんの成長に伴い、現在居住している実家が狭いために、申請地に住宅を建築するということでした。それと、汚水・下水道関係には全く問題ありませんでした。また、46 頁の写真にありますように、敷地内に電柱と防災無線が立っていますが、これは移動してもらうということで話がついているそうです。特に何も問題ないと判断して来ました。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 23 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きますして、議案第 24 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。「議案第 24 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を説明します。資料 52 頁は議案書です。次頁 53 頁は、集計表で、利用集積計画 7 筆の合意解約、及び農用地利用集積等促進計画（案）の 7 筆が計上されています。54 頁が、利用集積計画の合意解約分 7 筆の詳細です。解約の理由は、中間管理事業に移行や耕作者の規模縮小等です。7 筆の合計面積は 21,235 m²です。55 頁は利用配分計画の合意解約 6 筆の詳細です。解約理由は、規模縮小のためで、合計面積は 19,505 m²です。56 頁は促進計画（案）の内訳で、今回意見を求められた 7 筆、合計 8,561 m²の出し手、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細を記載しています。前回も説明しましたが、農地法の改正等により、確認事項として、大項目として 3 点の確認を求められています。先ず 1 点目が、地域計画の達成に資するものであること。2 点目が、受け手が適正な農業者であること。3 点目が、農地が農地法及び関係法令に照らし合わせて問題がないこと、となっています。

次頁 57 頁からは、今回受け手 4 戸の経営状況となっています。手書きで、対応する申請地の番号、筆数及び栽培作物を記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番から 3 番の補足説明を、13 番委員をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。6 月 22 日に、現地で受け手と会う予定にしていたが、都合がつかず、電話で話を聞きました。出し手が高齢により、ミカン作りができなくなったということで、受け手が規模拡大のため、ミカン作りを引き継ぎたいということでした。今回の農地は、ミカン畑約 20 a、普通畑約 11 a で、普通畑は、今年タマネギを作るそうです。畑もきれいに整備されていましたので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今の補足説明について、質疑・ご意見等ございませんか。
　　《なしの声あり》

議 長 　　無いようですので、ただ今補足説明をしていただきました 13 番委員
につきましては、本案の当事者となっており、農業委員会法第 31 条の
規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、こ
の後、審議終了まで退席をお願いします。

　　《13 番委員 退席》

議 長 　　続きまして、4 番の補足説明を、19 番委員をお願いします。

1 9 番 　　19 番委員です。6 月 22 日に、私と地元推進委員 2 名と借り受け人
と 4 名で現地確認を行いました。借り受け人は長年、ハウス栽培をや
ってこられて、期限の来た分から徐々に父親から息子さんに移行して
いるそうです。今は、ハウスのトマトの収穫も、だんだん終わりに差
し掛かっています。片づけ作業や苗作りに、励んでおられました。
何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　続きまして、5 番の補足説明を、11 番委員をお願いします。

1 1 番 　　11 番委員です。6 月 20 日に借り受け人と現地を確認しました。今
年になって急遽、前の耕作者がもう耕作できないということになりました
が、荒らしてしまっただけは国道沿いで景観としても良くないし、周
りにも迷惑を掛けるということで、借り受け人が水利組合の役員もし
ておりますので、自分が作るということで、もうすでに水稻を植えて
います。何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 　　続きまして、6 番と 7 番の補足説明を、14 番委員をお願いします。

1 4 番 　　14 番委員です。6 番と 7 番について説明させていただきます。13
番委員が借り受けるということで、6 月 23 日に 13 番委員と 2 人で現
地を確認に行きました。この農地については先ほど事務局から説明が
ありましたとおり、前耕作者の都合で中間に返還されたということで、
すぐそのあとを、13 番委員が借り受けるということでした。圃場につ
いても十分に管理されていましたし、条件も良いということで、話を
してきました。また 13 番委員につきましては、ご存じのとおり、地区
の中心的な農家でございますし、それからドローン等を使った防除組
合も利用しながら、立派な経営をやっていますので、何ら問題ないと思
います。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 24 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 24 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 　　13 番委員、入室してください。

《13 番委員 着席》

議 長 　　続きまして、議案第 25 号「非農地通知の対象とするものの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　事務局です。議案第 25 号「非農地通知の対象とするものの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、5 月 15 日から 6 月 13 日まで受け付けた分を審議していただきます。1 番から 5 番が西海町の物件で 1 件 5 筆、6 番から 16 番が、大瀬戸町の物件で 2 件 11 筆、合計 3 件 16 筆 15,482㎡の申請となっています。資料につきましては、62 頁に位置図、63 頁と 64 頁に航空写真配置図、65 頁から 68 頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 25 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 25 号の同意分 1 番から 16 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 26 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 26 号について説明します。資料 69 頁は議案書です。資料 70 頁は申請地の位置図です。今回の申請があった 1 件は、農用地からの除外に関するもので、72 頁は、除外にかかる調書です。変更しようとする土地の所在は、西海町天久保郷字高火頭で、畑 1 筆 347 m²の申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築です。変更理由の詳細は、下段右側に記載しているとおりで、申請者は、現在アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になり、妻の実家が近くにあるということもあって、今回止む無く、現在休耕地となっている本申請地に一般個人住宅を建築するため、今回、農用地より除外を申し出るもの、となっています。添付資料につきましては、69 頁から 80 頁の資料をご覧ください。

78 頁が被害防除計画書で、その内容ですが、切土最高 50cm 行う。表土の除去、整地程度を行います。また敷地南西の里道境界部分に擁壁を施工します、となっています。また、排水等についてですが、雨水は、最終的に道路側溝に注水する。汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、これも最終的には道路側溝に注水する、となっております。道路管理者の西海市建設課とは協議済みで同意済みとのことです。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物の高さを加減する。高さは 6.9m 程度とする、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合には、申請者の責により解決するとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、除外 1 番の補足説明を、17 番委員をお願いします。

17 番 17 番委員です。5 番委員と、地元推進委員 2 名、それと担当行政書士の 4 名で、6 月 23 日に、現地の確認を行ったそうです。申請者本人は、現在、会社勤めをしまして、奥さんの実家がある天久保に家を建てたいと探していたそうですが、なかなか見つからず、休耕地となっている申請地を見つけたということだったそうです。79 頁の配置図を見ると分かりますが、南側に市道が通っており、ここも、申請地

の一部になっていますが、その部分は触らずに、切土を行って、造成するということでした。排水等も道側の側溝がありますので、問題ないということでした。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 26 号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 26 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で、議案審議は終わります。続きまして、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　事務局です。承認審議について説明を行います。資料は 81 頁からです。今回、承認審議していただく案件は、令和 7 年 4 月の総会にて、審議して頂いた案件に、2 筆、2 件が追加されたものです。内容としましては、82 頁、83 頁に記載されている 2 名・2 筆が、土地改良法第三条資格者に該当する耕作者等であることを確認するものです。事業概要は 84 頁・85 頁に記載のとおりですが、区画整理工種分並びに農業用排水施設工種の受益面積、工事予定期間、及び総事業費がそれぞれ変更されています。

今回の申請において、対象の 2 名が、土地改良法第三条の規定に基づいた資格者として、妥当かどうかの審議をお願いします。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただ今、承認審議について事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17 番 　　17 番委員です。よくわからないので質問しますが、これは、二人の方が新たに加わるということですか。

事務局 　　事務局です。4 月の審議で三条資格者として承認をいただく際に、名簿とそれに伴う土地の明細をご審議いただいたかと思いますが、そ

の後2筆・2名の所有者が漏れていたことが判明しました。区画整理区域内のすべてについて、農業委員会の資格者としての承認が無いと事業ができませんので、今回追加で承認を求めることとなったものです。

17番 17番委員です。2名の中に市外の方が含まれていますが、これはこれでよいのですか。

事務局 事務局です。資格者というのは、土地改良法等に規定されていますが、農地の所有者あるいは、営農者ということで資格証明を出すということになっていまして、この市外の方は、土地の所有者としての資格の確認になります。

議長 よろしいでしょうか。他に、意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について承認することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について」については、申し出どおり承認することに決定いたします。

議長 以上で、承認審議は終わります。次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 事務局です。報告事項「農地法第4条の規定による許可処分の取り消しについて」を説明します。令和7年6月3日付けで、資料86頁のとおり、許可取消の願出があり、県へ進達の結果、取消の決定がありましたので報告いたします。転用許可の内容については、資料87頁のとおりで、平成25年3月21日付けで、コンビニエンスストア新設用地として長崎県知事より、農地法第4条の許可を交付されていたものです。取り消し理由としては、資料記載のとおりで、近隣に先にコンビニエンスストアが新設されたことにより、計画が頓挫し、今後も新設が見込めないため、となっています。令和7年6月10日付けで、願いのとおり許可を取り消す、と県の判断が出ています。

資料89頁は付近近況図で、場所は、西彼町八木原郷皆割石と西海町川内郷の境目付近です。90頁は字図で、91頁から94頁は現況写真、95頁は航空写真となっています。以上報告事項の説明を終了します。

議 長 ただ今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和7年7月25日（金） 午後2時00分から

場 所：市役所本庁 議員控室

代 理 これもちまして令和7年西海市農業委員会第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和7年6月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人